

防災教育の推進 ～指導のポイント～

- ア 災害に備え教職員自身が真剣に防災と向き合い、児童生徒と共に考え行動する姿勢を示す。
- イ 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用し、児童生徒が主体的に動こうとする知識・判断力・行動力を身に付けるための学習と災害を具体的に想定した避難訓練を行う。
- ウ 避難の遅れや判断の誤りがないように、津波避難3原則を浸透させ、児童生徒に自らが命を守る主体者としての自覚をもたせる。

津波避難3原則 ①想定にとらわれない ②最善を尽くせ ③率先避難者になれ

群馬大学大学院 教授 片田敏孝氏 提唱

- エ 11月5日「世界津波の日」「津波防災の日」の意義を児童生徒に伝えるとともに、避難訓練等を実施する。
- オ 「稲むらの火の館」等の施設見学や現地学習などの参加体験型の学習を積極的に取り入れる。
- カ 小学5年生副読本「命を守る県民減災運動」の活用や「出張！減災教室（県危機管理・消防課）」を利用し、減災対策を推進する。
- キ 中学生・高校生には地域の防災を担うために「共助」の力を育成する。
- ク すべての県立中・高等学校で、地域と連携した「高校生防災スクール」を実施する。
- ケ 心肺蘇生法等の指導を徹底し、事故・災害発生時の傷病者に対し、迅速かつ適切に対応できる生徒を育成する。
- コ 一人一人がきちんと逃げる「津波てんでんこ」を実行できるようにするため、保護者への啓発活動に努める。

◆ 地震発生時間別の防災教育・対策の重点事項

